

平成 28 年第 3 回定例会(9 月)議決結果

第3回定例会が平成 28 年 9 月 7 日から 21 日までの 15 日間の会期で開催されました。条例、決算、補正予算など 18 議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した団地を解体し、管理戸数を縮減しているが、管理戸数の変動は長期にわたるため、同条の別表を簡素化し、増減に対し条例が影響を受けないように、条例の一部を改正するものです。

●所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した後水住宅の建て替えなどを計画しているため、同条の別表を簡素化し、増減に対し条例が影響を受けないように、条例の一部を改正するものです。

また、町の政策により、様々な事業推進が図られており、県外町外から人材が集まることから期待されるため、事業関係者等が入居できるよう条件を緩和します。

●税条例の一部を改正する条例の制定

●国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

所得税法等の一部を改正する法律が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、あわせて外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成 28 年 5 月 25 日に公布され、法律と同日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

●ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、関係条文の一部を改正するものです。

●障害福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第 17 条第 1 項の規定に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」を「芦屋町障害福祉計画推進委員会」に兼ねるため、関連する条文の一部を改正するものです。

【予 算】

●平成 28 年度芦屋町一般会計補正予算(第 2 号)

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ 3,400 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝地域介護・福祉空間整備推進交付金 350 万円と財政調整基金繰入金 3,000 万円を増額措置しています。

歳出＝アッシー着ぐるみ製作業務委託や福祉会館トイレ改修工事、地域介護・福祉空間整備等補助金 360 万円、町営住宅の修繕料 500 万円などを増額計上しています。

●平成 28 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第 2 号)

(可決 満場一致)

収益的収入では、協力場の売上げ増に伴う発売金 36 億円を増額計上しています。

収益的支出では、発売金の増額に伴い、払戻金や場外発売委託料などの開催費 35 億 2,100 万円を増額計上しています。

●平成 28 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)

(可決 満場一致)

資本的支出では、汚水管渠の末端接続工事(竹並芦屋 2 号線)を行うため 460 万円を増額計上しています。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金から補てんしています。

【決 算】

●平成 27 年度芦屋町一般会計決算の認定

●平成 27 年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定

●平成 27 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定

●平成 27 年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定

(認定 賛成多数)

●平成 27 年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定

●平成 27 年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定

●平成 27 年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定

●平成 27 年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定

(認定 満場一致)

【その他】

●平成 27 年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分

(可決 満場一致)

未処分利益剰余金 14 億 7,200 万のうち、10 億円を建設改良積立金へ、残りを利益積立金

へ積み立てるものです。

【報告】

●平成 27 年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の報告が行われました。

●専決処分事項の報告

柏原漁港護岸改修工事の請負契約の変更について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものです。

●専決処分事項の報告

給食費支払請求に係る地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定による訴えの提訴及び和解に関し、同法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものです。

●地方独立行政法人芦屋中央病院の平成 27 事業年度に係る業務実績に関する評価結果

地方独立行政法人法第 28 条第 4 項の規定による地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会からの報告を受けたので、同条第 5 項の規定による報告です。

【その他】

●発言の取り消し

9 月 9 日(金)の一般質問における発言について、妹川議員より同日付で発言取消申出書の提出があり、9 月 21 日(水)の本会議において、発言の取り消しが許可されました。